

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程（昭和41年3月31日教育委員会訓令第3号）新旧対照表

改 正 案

現 行

別表第1（第2条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	教育職 給料表(一)	教育職 給料表(二)	研究職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	技能労務職 給料表
9級			5級 (100分の25の管理 職手当を支給され る職員に限る。)	4級			
8級			5級の37号給以上 (100分の20の管理 職手当を支給され る職員に限る。)				
7級			5級の36号給以下 (100分の20の管理 職手当を支給され る職員に限る。)	3級の37号給以上			
6級	4級 3級	4級 3級の17号給以上	5級 (100分の20以上の 管理職手当を支給 される職員を除く。)	3級の17号給から36 号給まで	7級	7級 6級の29号給以上	
5級		3級の16号給以下	4級 3級の41号給以上	3級の16号給以下	6級	6級の28号給以下	5級
4級	2級の37号給以上	2級の45号給以上	3級の40号給以下	2級の5号給以上	5級の9号給以上	5級	4級 3級の93号給以上
3級	2級の29号給から36 号給まで	2級の37号給から44 号給まで	2級の29号給以上	2級の4号給以下	5級の8号給以下 4級 3級	4級 3級の41号給以上	3級の49号給から92 号給まで
2級	2級の9号給から28 号給まで 1級の69号給以上	2級の21号給から36 号給まで	2級の13号給から28 号給まで 1級の49号給以上	1級の13号給以上	2級の13号給以上 1級の45号給以上	3級の40号給以下 2級の37号給以上	3級の48号給以下 2級の49号給以上
1級	2級の8号給以下 1級の68号給以下	2級の20号給以下 1級	2級の12号給以下 1級の48号給以下	1級の12号給以下	2級の12号給以下 1級の44号給以下	2級の36号給以下 1級	2級の48号給以下 1級

別表第1（第2条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	教育職 給料表(一)	教育職 給料表(二)	研究職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	技能労務職 給料表
11級			5級 (100分の25の管理 職手当を支給され る職員に限る。)	4級の5号給以上			
10級			5級の16号給以上 (100分の20の管理 職手当を支給され る職員に限る。)	4級の4号給以下			
9級			5級の15号給以下 (100分の20の管理 職手当を支給され る職員に限る。)	3級の14号給以上			
8級	4級 3級の4号給以上	4級 3級の7号給以上	5級 (100分の20以上の 管理職手当を支給 される職員を除く。)	3級の9号給から13 号給まで	7級	7級 6級の12号給以上	
7級	3級の3号給以下	3級の3号給から6号 給まで	4級 3級の13号給以上	3級の2号給から8号 給まで	6級	6級の11号給以下	5級
6級	2級の11号給以上	3級の2号給以下2級 の13号給以上	3級の12号給以下	3級の1号給 2級の4号給以上	5級の6号給以上	5級	4級 3級の25号給以上
5級	2級の10号給	2級の12号給	2級の18号給以上	2級の3号給	5級の5号給以下	4級	3級の22号給から24 号給まで
4級	2級の9号給	2級の11号給	2級の9号給から17 号給まで	2級の2号給以下	4級 3級	3級の12号給以上	3級の14号給から21 号給まで
3級	2級の4号給から8号 給まで 1級の19号給以上	2級の7号給から10 号給まで	2級の5号給から8号 給まで 1級の14号給以上	1級の5号給以上	2級の5号給以上 1級の13号給以上	3級の11号給以下 2級の11号給以上	3級の13号給以下 2級の13号給以上
2級	2級の3号給以下 1級の6号給から18 号給まで	2級の6号給以下 1級の6号給以上	2級の4号給以下 1級の7号給から13 号給まで	1級の4号給以下	2級の4号給以下 1級の6号給から12 号給まで	2級の5号給から10 号給まで	2級の12号給以下 1級の21号給以上
1級	1級の5号給以下	1級の5号給以下	1級の6号給以下		1級の5号給以下	2級の4号給以下 1級	1級の20号給以下

備考 給料月額がその者の属する職務の級の1号給に達しない場合又は最高の号給の額を超える場合におけるこの表の適用については、それぞれ1号給又は最高の号給をその者の現に受ける号給とみなす。



